

**埼玉版リチウムイオン電池等広域回収・再資源化体制構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

令和8年4月30日

1 目的

令和7年度に埼玉県では、リチウムイオン電池などの二次電池及びその内蔵製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）について、住民による排出から再資源化事業者へ引き渡すまでの一連の手順をまとめた埼玉版リチウムイオン電池の分別回収マニュアル（以下「分別回収マニュアル」という。）を市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）向けに作成した。このマニュアルの普及・定着を進め、複数市町村等が連携して再資源化事業者へ引き渡す広域回収・再資源化体制の構築を目的とし、住民が排出したリチウムイオン電池等を市町村等が回収できるよう支援を行う。

この業務の委託先を公募型プロポーザル方式にて決定するため、参加者を募集する。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 埼玉版リチウムイオン電池等広域回収・再資源化体制構築業務委託
- (2) 実施主体 埼玉県
- (3) 履行期限 令和9年3月31日（水）
- (4) 委託業務内容 別添「埼玉版リチウムイオン電池等広域回収・再資源化体制構築業務委託仕様書」のとおり。
- (5) 委託予定額 16,634,200円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。
※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

- (1) 公告日 令和8年4月30日（木）
- (2) 質問事項の受付期間 令和8年4月30日（木）～5月8日（金）12時
- (3) プロポーザル参加申込期限 令和8年5月13日（水）17時
- (4) 企画提案書受付期間 令和8年5月13日（水）～5月20日（水）17時
- (5) プレゼンテーション審査 令和8年5月26日（火）～29日（金）のいずれか1日
- (6) 審査結果通知 令和8年6月上旬

4 参加資格

次の（1）から（6）までのいずれかに該当する者は、企画提案を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。

- (3) 公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納していない者であること。
- (7) 本プロポーザルに複数の企業で参加する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
 - ア 全ての構成員が前記（1）から（6）の要件を満たしていること。
 - イ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。
- (8) 平成28年4月1日から公告日までの間に国又は地方公共団体と類似（金属等の資源循環等）の調査・検討業務を誠実に履行した実績があること。

5 質疑事項の受付及び回答

質問の受付及び回答は以下に基づき行うものとする。

(1) 質問方法

様式第1号を電子メールで提出すること。送信後、電話で到達確認を行うこと。

(2) 提出先

埼玉県環境部資源循環推進課企画調整・一般廃棄物担当

送信先 a3100-03@pref.saitama.lg.jp

電話番号 048-830-3106

(3) 電子メールの件名

（企業名・提出日）埼玉版リチウムイオン電池等広域回収・再資源化体制構築業務委託に関する質問

(4) 質問受付期間

令和8年4月30日（木）～5月8日（金）12時（必着）

(5) 質問の回答

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、県ホームページで公表する。

公表ページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/lithium/taisei_proposal.html

6 プロポーザル参加申込書の受付

参加申込は以下に基づき行うものとする。

(1) 提出方法

様式第2号を電子メールで提出すること。送信後、電話で到達確認を行うこと。
参加申込書の提出のない者からの企画提案は受け付けない。

(2) 提出先

埼玉県環境部資源循環推進課企画調整・一般廃棄物担当

送信先 a3100-03@pref.saitama.lg.jp

電話番号 048-830-3106

(3) 電子メールの件名

(企業名・提出日) 埼玉版リチウムイオン電池等広域回収・再資源化体制構築業務委託に関する公募型プロポーザル参加申込

(4) 提出期限

令和8年5月13日(水) 17時(必着)

7 企画提案書の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

(1) 提出方法

ア (5)の企画提案書を原則として電子メールで提出すること。送信後、電話で到達確認を行うこと。

イ 電子メールでの提出ができない書類は、持参又は郵送によること。郵送による場合は、配達状況が確認できる方法によること。

ウ 持参による提出は、開庁日の8時30分から17時15分まで受け付ける。

(2) 提出先

埼玉県環境部資源循環推進課企画調整・一般廃棄物担当

送信先 a3100-03@pref.saitama.lg.jp

電話番号 048-830-3106

持参又は郵送：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

(3) 電子メールの件名

(企業名・提出日) 埼玉版リチウムイオン電池等広域回収・再資源化体制構築業務委託企画提案書

(4) 受付期間

令和8年5月13日(水)～5月20日(水) 17時(必着)

(5) 企画提案書

以下のア～キをもって企画提案書とし、提出すること。全てA4判(企画提案書の別添資料はA3判も可)とする。

ア 様式第3号

イ 見積書(様式自由)

仕様書の記載に沿った見積書を作成し提出すること。併せて、見積金額の根拠となる内訳書を添付すること。なお、宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とすること。

ウ 業務実施体制表（様式自由）

本業務を実施するに当たり、どのような体制で業務を行うのか記載すること。業務に従事する者について、責任者、担当者の別や、所属、役職及び氏名、主な業務実績及び資格並びに担当する業務等について、指示命令系統や責任の所在が分かるように記載すること。

併せて、これまでに行った業務実績を複数記載すること。実績については、業務内容や発注者、金額などについて可能な範囲で記載すること。また、記載する実績は可能な限り、本業務と内容及び金額が類似したものとすること。ただし、これまでの実績を全て記載する必要はない。

エ 基本方針

本業務を実施するに当たっての基本方針を提示すること。なお、基本方針の提示に当たっては、分別回収マニュアルの市町村等への普及・定着に係る課題について、提案者の考えを記載すること。

オ 業務の実施内容、方法

仕様書の各項目に沿って業務の実施内容、方法を提示すること。特に、以下の事項を具体的に示すこと。

（ア）最適な広域回収方法の構築

市町村等から再資源化事業者への引渡しに当たり、再資源化事業者の運搬コスト等を低減させる広域回収の具体的な方法について、提案者の案を記載すること。また、市町村等による保管方法について、提案者の案を記載すること。

（イ）効率的なりチウムイオン電池等の確保に向けた体制の構築

市町村等で現在行われている方法を踏まえた上で、より効率的なりチウムイオン電池等の確保について、提案者の案を記載すること。

（ウ）管理・運営方法

提案者の案を記載すること。

カ その他提案事項等

ア、イ以外に本業務目的を達成するために必要と思われる事項や特筆すべき実績や能力などアピールしたい事項等がある場合は、具体的に記述すること。

キ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

8 審査方法

委託先候補者の選定に当たっては、県が設置する「埼玉版リチウムイオン電池等広域回収・再資源化体制構築業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が以下の方法で提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

（１）プレゼンテーション審査

ア オンライン（Microsoft Teams）によるプレゼンテーション審査を実施する。企画

提案書に基づき、特に重視する点、強調する点等を説明すること。

イ プレゼンテーション審査において、資料を追加することはできない。

ウ プレゼンテーション時間は20分間、質疑時間20分間程度の計40分程度とする。

エ プレゼンテーション審査に参加しない者は、委託先候補者に選定しないものとする。

オ プレゼンテーションにおいては、本業務のプロジェクトマネージャー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が、説明及び質疑に対する回答を行うこと。

カ プレゼンテーションにおける説明は3名以下とする。

キ プレゼンテーション審査の詳細については、後日、通知する。

(2) 委託先候補者の決定

ア 県は、提出された企画提案書及びプレゼンテーション審査に基づき、本業務の遂行能力等を総合的に判断し、評価が最も高かった提案者を委託候補者に決定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託先候補者として選定する。

イ 企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を委託先候補者として決定する。

9 契約の相手方の決定方法

(1) 県は、委託先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、業務仕様の合意が得られた場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

(2) 見積額については、企画提案時からの増額は認めない。

(3) 委託先候補者の辞退や業務仕様の合意が得られない場合、及び当該委託先候補者が業務委託契約を締結するまでの間に「10 失格事由」に該当し委託先候補者としての資格要件を失ったときは、当該委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、評価が二番目に高かった者を新たに委託先候補者とし、改めて協議を行う。新たな委託先候補者が辞退等した場合は、次に評価が高かった者を新たに委託先候補者とし、協議を行う。

(4) 契約締結までの間に埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。

(5) 契約締結後、契約の相手方となる提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。

10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(2) 「4 参加資格」に該当しないことが確認された場合

11 公募型プロポーザルの変更、停止、中止及び取消

- (1) 緊急、やむを得ない理由等により、本要領のとおり公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを変更、停止、中止又は取り消すことがある。
- (2) 上記の場合において、本プロポーザルに要した費用を県に請求することはできない。

12 留意事項

(1) 企画提案書に係る取扱い

- ア 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書は返却しない。
- イ 企画提案書に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行に当たってのみ企画提案書に記載されたデータを使用できるものとする。
- ウ 提出された企画提案書は、参加資格審査、企画提案書の選定等プロポーザルの実施上必要な場合を除き、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。
- エ 企画提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。

(2) 費用の負担

企画提案書の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

(3) 複数の提案の禁止

企画提案書は 1 事業者当たり 1 提案とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

(4) その他

- ア 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の 100 分の 1 以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 本プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

13 担当窓口

埼玉県環境部資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

E-mail : a3100-03@pref.saitama.lg.jp

電話番号 048-830-3106